

公認会計士を めぐる短期、中期、 長期の課題

藤沼亜起 氏

日本公認会計士協会会長

国際会計基準が話題となり、公認会計士法が改正され、会社法制の改革が迫っている。急速な時代の変化の中、今年7月に日本公認会計士協会の会長に就任された藤沼亜起氏に、達成すべき目標として位置付けられている課題をうかがった。

聞き手 株式会社 東京リーガルマインド 代表取締役 反町勝夫



短期的課題

反町 国際会計士連盟(IFAC)の会長を務められた藤沼先生が、この7月、日本公認会計士協会(以下、協会)の会長に就任されました。国際派ということで各界から大きな期待が寄せられています。まず、新会長としての抱負からお聞かせください。

藤沼 奥山章雄前会長は偉大な足跡を残されました。特に、リそな、足利、UFJなど銀行の監査では厳格な姿勢で臨まれ、世論を賑わせたものの、結果として日本の金融機関の健全化につながったと思いますし、監査人の本来の役割を示され、公認会計士の役割の重要性が広く一般に認識されるきっかけになったと思います。私の知る限り、海外からの評価も好意的でした。従来、「日本の監査人は姿が見えない」という言われ方をされてきましたが、これを契機に外国での認識が改まったようにも感じられ

ます。私としては、前会長が敷かれた路線を継承、発展させ、名実ともにロンドン、ニューヨークに並ぶ国際市場を日本に確立するべく、国際基準との統合化と監査実務の向上に努めてまいり所存です。

反町 具体的な課題として位置付けられていることは。

藤沼 私は短期、中期、長期の三段階で達成すべき目標を設定しています。まず、早急に対処すべき短期的な達成目標としては、この4月に施行された改正公認会計士法への対応があります。その第1条で初めて謳われることになった「使命規定」の精神に則って、個々の公認会計士が実務を充実させていくことが求められます。制度的には、従来から実施している協会による品質管理レビュー¹を、今回、発足した公認会計士・監査審査会²という監視機関がモニタリングすることになりましたので、これにきちんと対応していかなければなりません。

新たな法制ということでは、現在、法務

省の法制審議会会社法部会で会社法制の現代化が検討されており、その対応も重要です。その中で、中小会社の計算書類の正確性の向上のため、会計参与(仮称)という制度が提案されており、これは協会としても賛成しています。

反町 会社法の改革に合わせ、監査法人の改革の形態の問題がありますね。

藤沼 現在の監査法人の社員(パートナー)の責任は、合名会社と同じ人的会社の法的形態を採っていますので、無限連帯責任です。今や、監査法人は2,000人~3,000人の職員を抱える大所帯になっているのですから、職員である公認会計士の責任を限定する有限責任の会社のかたちをつくっていただきたいと思います。会計監査人の責任については、公認会計士を株主代表訴訟の対象にしてはどうか、との意見が出ていますので、有限責任への移行は急務だと思っています。海外では一部の弁護士が会計士を訴えることを自らのビジネスにしている

ような実態があるわけですから、日本の現在の監査法人のように、無限連帯責任のまま代表訴訟ということにでもなれば大変です。

反町 確かに有限責任に限定しなければ、大企業の監査などを担当する公認会計士にとってはリスクが大きすぎますね。

藤沼 企業の会計不正や倒産をゼロにすることはできません。ビジネスの失敗と監査の失敗は別なのですが、企業が倒産すると、監査が失敗したかのように見なされる面があります。

反町 指定社員制度³もありますが一部だけです。米国はほとんどLLC (Limited Liability Company)⁴なのでしょうか。

藤沼 米国の会計事務所はLLP (Limited Liability Partnership)⁵という形態を採っています。無限連帯責任をどこまでも追求しようという意見がまだあるのは、先進国の中でも日本くらいです。責任の問題については早急な手当てが必要で

反町 その他の短期的な課題はどのようなことがあるのでしょうか。

藤沼 この業界は中長期的には拡大していくものと確信していますが、現時点で言えば、クライアントの企業のリスラチュアリングなどで監査収入が停滞しており、加えて監査の品質管理レビューなどクオリティコントロールのためのコスト増もあって、監査法人の収益は厳しい状況です。その中で、監査法人の求人が減少しているのも悩ましい問題です。かつの監査法人の職員はある程度の年齢になると独立したり、会社に勤めたりしていたものですが、長引く景気低迷が影響してか、あまり外に出なくなったことも重なり、新規採用が絞られています。その影響は資格試験にも波及して、試験合格者であるにもかかわらず、業務補助⁶の機会を得られない人たちは最終

試験を受けられないという問題を引き起こします。ですから、ミスマッチの解消が急がれます。

反町 受け皿は、監査法人だけでなく、一般企業の財務関係部門への就業もあります。衆議院議員の塩崎恭久氏も、公認会計士の増加についてそのような意図を持っていらっしゃるようです。

藤沼 5,000社に2人ずつ入るとすれば1万人、というような計算をされたようですね。

反町 弊社は今年、公認会計士の合格者を財務担当として16人採用しました。

藤沼 それはありがたいことですね。

反町 経営者にしてみれば、管理会計が分かる公認会計士は貴重な戦力です。理論だけでなく、コスト管理の技術を身に付けていて、細かい計算ができる。だからプランをつくれる。これほど有能な専門家を活用しない手はないのですが、一般にはそれがあまり理解されていないようです。

藤沼 公認会計士が財務情報を作成する側、監査する側、両方にいることで財務情報の信頼性が増す。それが望ましい状態だと思います。

中長期的な課題

反町 中期的な課題としてはどのようなことを設定されているのでしょうか。

藤沼 中期とは私の会長在任中という時間軸ですが、その中で特に重視している課題が監査実務の充実です。何より、監査に十分な時間をかけることによって、質の向上を図りたいと考えています。

反町 日本の監査時間は、諸外国に比べてかなり少ないようですね。

藤沼 米国は監査にはるかに時間をかける上、新たな制度で実務をより充実させています。エンロンやワールドコムなどの事件の後、サーベインズ・オックスリー法(企業改革法)⁷ができました。その第

- 1 品質管理レビュー：公認会計士、監査法人が行う監査の品質管理状況を日本公認会計士協会がレビューする制度。第三者からのチェックを行うことにより、監査の品質を高め、社会的信頼を維持・確保することが目的。米国では、1977年以来実施されており、この制度を日本で採り入れたものである。
- 2 公認会計士・監査審査会：平成15年5月の公認会計士法の改正で、これまでの「公認会計士審査会」を改組、拡充した金融庁の機関。平成16年4月に設立。主な役割は、公認会計士等に対する懲戒処分の調査審議、公認会計士試験の実施、日本公認会計士協会が行っている品質管理レビューのモニタリング、モニタリングの実効性を確保するための懲戒処分を前提としない立入検査等である。
- 3 指定社員制度：監査法人は、特定の監査証明業務について、業務担当社員を指定することができる制度。指定された監査証明については、指定社員のみが業務を執行する権利を有して、義務を負うとともに監査法人を代表することとなる。指定証明に関して、被監査会社等に対し負担することとなった監査法人の債務をその監査法人の財産をもって完済できないときは、指定社員のみが無限連帯責任を負うこととした。
- 4 LLC(Limited Liability Company)：有限責任会社。中小企業の起業を容易にするための会社制度。1977年米国のワイオミング州において初めて導入され、1988年歳入庁の規則改正により全米に広がった。会社の所得は所有者である出資者の個人所得とされ、会社自体には課税されない。したがって、株式会社のように企業所得に課税され、さらに配当された株主の個人所得にも課税されるという二重課税を回避することができる。
- 5 LLP(Limited Liability Partnership)：有限責任事業組合。英国および米国において見られる企業組織の一形態。公認会計士や弁護士などの専門的職種を組織化する場合には、従来は無限責任制をとるパートナーシップが利用されていたが、近年、関与先からの損害賠償請求の訴訟が増加し、自己の資産や保険ではリスクを取り切れない事態が生じたことから、出資者が出資額の範囲内で責任を取るこの制度が普及した。
- 6 業務補助：第2次試験合格後、第3次試験(最終試験)の受験資格を得るためには、1年以上の実務補習および2年以上の業務補助、または実務従事の経験が必要となる。
- 7 サーベインズ・オックスリー法：(Sarbanes-Oxley Act = 企業改革法)。米国での一連の不正会計事件を発端にして、2002年7月30日に成立。企業による不正に対する監督・規制、および証券取引法違反の刑罰を強化したものである。

404条で経営者が会社の内部統制について評価し、その自己評価が適正であるかどうか、監査人が検証する作業を求めるものです。つまり、財務諸表が適正か、内部統制が適正か、その二つの監査報告書が求められるようになったということです。フランスも新金融保護法第117条で同じような仕組みを導入しました。オーストラリアもそれに続くようです。日本もこれに遅れることなく、同じような制度を導入することで監査実務を充実させるべきだと思います。

また、中期的な達成課題では、後進の育成が重要です。新試験の科目をどうするか。合格者が増加すると、実務補習所のキャパシティの問題もあります。さらに、会計専門職大学院などアカデミアとうまく連携して、専門家教育をよりよいものにしていく課題もあります。

反町 長期的な課題としてはどのようなことがありますか。

藤沼 日本の会計プロフェッションの裾野を広げていくことです。ここでいう会計プロフェッションとは公認会計士に限らず、企業内の経理専門家、大学の先生やその予備軍である学生、これらを含めた概念です。監査法人だけでなく、会計専門職大学院や大学で会計を支える人たちの中に公認会計士を増やしたり、一般企業で経理担当者になったり、あるいはCFO(最高財務責任者)や監査役となる。そのようにさまざまな分野で会計プロフェッションが活躍する社会を目指したいと思います。それにより会計インフラが強化されることが、日本の国力につながるはずです。

反町 逆に言えば、現状に不満を覚えているらっしゃるということでしょうか。

藤沼 本来、財務諸表が解らなければ経営を語れないはずですし、経済や商業、経営を専攻した人なら会計を理解してしかるべきですが、なぜか日本では軽んじられる傾向があります。

反町 簿記のイメージからきているのかもしれませんが、簿記を軽視するのはとんでもない誤りです。簿記の技術と理論は企業活動のインフラストラクチャーなのです。簿記を分らず経営に当たるのは、道路交通法を知らずに車を運転するようなものです。しかし、日本では、哲学や倫理を語ることは得意でも、数字を読めない経営者が少なくありません。LEC大学では、社会における基本的知識ということで、学部に関係なく、簿記3級は全員に取っていただくようにしています。

藤沼 それは素晴らしいことですね。

反町 会計プロフェッションを拡大する手立てですが、資格試験制度を会計と監査の二段階にしてはどうでしょうか。一般企業で働いている会計士が、監査人に転じるとき、改めて監査実務の研修を受ける。公認会計士が広い領域で活躍する社会を想定すると、そのような制度が合理的であるようにも思われますが。

藤沼 海外の資格制度も基本的に監査の実務経験を求めています。それは監査を会計プロフェッションのひとつのコアのビジネスと見なしているからです。

反町 ただ米国の場合、経営中枢を目指す者のためにMBAがあります。日本の大学にもありますが、思うように普及していません。日本人のメンタリティとして、国家資格の公認会計士なら認めるでしょう。公認会計士の資格試験に合格した人を採用してCFO候補生とする。そのようなかたちがあれば、日本の企業経営のレベルを底上げできるはずですよ。

藤沼 いずれにせよ監査する側、受ける側、相乗効果で双方のレベルが高まるかたちにすることが大切ですね。

ボランティアの会長

反町 協会の組織についてですが、権

限や役割、意思決定のあり方について、どのような課題があるとお考えですか。

藤沼 協会には50年以上業界を取りまとめてきた実績があるわけですが、変化の激しい時代を迎えているのですから、従来のスタイルでよいのか、ここでもう一度検証してみる必要があるでしょう。協会は、1万6,000人の正会員、5,000人の準会員からなる巨大な組織ですが、全メンバーで会長選挙をするという団体は、海外では途上国以外にはまずありません。また、会長ポストの3年という任期が適切か、ということもあります。国際化して諸外国の機関との対応が増えるとき、3年ごとに会長が替わるようなことでよいのか。そもそも外国の典型的な組織は、ボランティアの会長のもとに実際のオペレーションに当たるチーフエグゼクティブがいるというかたちですが、日本公認会計士協会の会長はチーフエグゼクティブの役職を兼ねるかたちで、しかもボランティアです。そのあたりは再考の余地があるでしょう。

反町 名誉職の色彩の強かった時代の名残なのでしょうが、今や重責を負い、激動する社会に貢献していく執行官なのですから、無報酬というのはおかしい。

藤沼 私自身のことで報酬を求めているのではなく、将来の方たちのため、それについて検討が必要であると考えています。

反町 公認会計士に限らず、弁護士会も単位会の会長の任期は1年、弁理士会の会長も1年です。また、何をしてもいちいち会員の意見を聞くところがありますが、選挙で選出するなら大統領制のように迅速・的確に意思決定できる組織にしていきたい。意思決定の遅滞で国益を損じるようなことがあっては困ります。特に公認会計士の場合、対象とする大企業の浮沈には国の行く末がかかっているわけですから。

藤沼 今回、公認会計士法の使命規定

で「国民経済の健全な発展に寄与する」という言葉が用いられています。公益のため、職責を果たしていかなければならない。それが使命規定で明確にされたことはよいことだと思います。

反町 その他、組織上の課題としてどのようなことを意識されていますか。

藤沼 より広く意見を聞くため、理事会に外部メンバーを入れることがあります。既に新設した倫理委員会には外部の方に入っただけなど、委員会レベルでは実施していますが、さらに協会の方針や戦略を決める執行機関にも参加していただければどうか、これは個人的なアイデアの段階ですが、そのようなことも検討していきたいと考えています。

反町 公認会計士法の改正で、金融庁傘下に創設された公認会計士・監査審査会ですが、その委員は衆参両議院の同意と総理大臣の任命を経るのですから、三条委員会⁸と同じ強力な組織です。協会の品質管理レビューをチェックすることで表面的には煙たがられる存在のようですが、改革を進める上ではむしろ望ましい存在なのでは。

藤沼 今回の法改正で、協会の自主規制だけに品質管理を任せず、それを監視する機関として公認会計士・監査審査会ができたわけで、われわれとは緊張

感のある関係ということになります。ただそれと同時に、監査を充実するための制度的な枠組みづくり、例えば、監査に充てる時間をもっと確保することや、米国の企業改革法のような内部統制の検証報告書を導入することなどでバックアップしていただければ助かります。

反町 公認会計士法第1条の目的が達成できるよう旗を振るということですね。

藤沼 そういことです。会計制度、監査制度は資本主義のインフラなのでから。

国際化の対応と公会計

反町 国際会計基準など、国際化の対応についてお聞きしたいと思います。

藤沼 EUが、自分たちで採用を予定している国際会計基準(IAS)・国際財務報告基準(IFRS)を域外の国の会社にも適用しようとしている。このままでは、日本企業がヨーロッパで資金調達するとき、起債したり、株式発行が難しくなりかねないという、いわゆる「2005年問題」⁹が騒がれましたが、EU側の配慮で延期されることになり、2006年末まで母国基準の使用が認められることになりました。先日、EUが公開草案を示して、「同等性を来年6月頃までに評価をしたい。われ

8 三条委員会：特定の行政について、内閣から独立して職務を行う合議制の行政機関のこと。独立行政委員会。政党の圧力を受けない中立的な立場で、公正な行政を確保することを目的とするもので、これは高度に政治的中立性が要求される人事や警察、行政審判などの行政作用にとって有益な制度である。

9 2005年問題：2005年から欧州連合(EU)加盟国の上場企業で国際会計基準が採用されることから、欧州市場で資金調達を行う日本企業に大きな影響を与えることが予想される問題。その適用開始が2年延期されたことにより、2007年問題とも言われる。

10 GASB(Governmental Accounting Standards Board)：地方自治体会計基準委員会。1984年に財務会計基金(FAF)の一部として設立された組織で、州や地方自治体の非営利組織に関する会計および財務報告基準を設定している。



われはこういう方向でやる。ついてはコメントをよこしてくれ」と言ってきました。基本的には受け入れることになりませんが、金融庁は、「日本の基準は同等な水準であり、細部にとらわれず、判断してほしい」という旨の意見を出しています。日本経済団体連合会も同様な意見を表明しています。

反町 藤沼会長は、この問題のプロジェクトチームの委員長として活躍されてきましたが、細かい点ではくすぶっていても、統合に向けた動きは峠を越えたという印象なのでしょうか。

藤沼 私は「コンバージェンス(統合)を進めるべきだ」と前向きなことを言い続けてきましたが、かつては「統合」と口にしただけで叩かれる雰囲気がありました。さすがに今はそういうことはありません。まだ反対の立場を採られる方もいますが、世界のものとはあまり異なる基準にしては国益を損ねることが共通認識として定着しつつあるようです。つまり「国際的なコンバージェンスには基本的に賛成する」と。

反町 欧米の間で対立があったようですが、米国が歩み寄ってきたのは前進ですね。

藤沼 それでも会計制度には、常に政治的な圧力がかかるものです。米国では、ストックオプションの費用処理について下院で反対決議案をつくったり、欧州、特にフランスの銀行団が金融商品会計のIAS39号の部分を国際会計基準として採用せず、例外処理にしようと圧力をかけています。日本でもリース業界がリース会計に反対しています。そのようなことを一つずつ解決していかなければならず、プロセスにはやや時間がかかるでしょうが、方向としては統合に向かっていく姿勢を保つことが大事だと思います。

反町 公会計については、世界はどのような情勢になっているのでしょうか。

藤沼 現在、IFACが公会計基準を作成しています。途上国のためのものですが、日本をはじめ先進国にも影響をもたらすでしょう。理想的には発生主義に基づいた複式簿記で連結ベースということになります。日本でも財務諸表を公開する地方公共団体が出ていますが、まだ現金主義で、複式簿記ではないことが多いようです。それでも、地方が独自に進めていくことが大事です。その結果、国が動くというパターンが海外でも見られます。

反町 米国では、既に州レベルでは発生主義が採用されていて、連邦も1998年からそうなったようですね。

藤沼 米国にはGASB(Governmental Accounting Standards Board)¹⁰という公会計の基準設定機関がありますが、日本にはそれに相当する機関が存在せず、財務省なのか総務省なのか、どこが所管かよく分かりません。日本版GASBづくりが必要ではないかということで、協会では、研究会を立ち上げようと考えています。

反町 ぜひ公的部門にも力を入れていただきたいと思います。地方分権を進める上でも、市場化テストなど、官から民へという流れを進めていくためにも必要です。

藤沼 昨年、独立行政法人に監査が入り、今度は国立大学法人がスタートします。国の予算が絞られていく中で、経営管理をきちんとして、アカウンタビリティを果たさないと資金が集められず、これら公的組織の存続意義が問われることになります。また、地方自治体は包括外部監査を導入していますが、あれはむしろコンサルティングのような業務です。本格的な業務の領域として自治体の外部監査もあるのかもしれないね。

反町 中央官庁の監査でも力を発揮していただきたいと思います。

藤沼 米国のGAO(General Accounting

Office)は日本の会計検査院と違い議会の付属機関です。しかも委員長は任期が長く、政治家の圧力を受けず、かなり派手に動きます。日本でも会計検査院の活性化が議論されているようで、米国の制度をすべて是とするつもりはありませんが、ガバナンスを考えて設計している点は参考になります。

反町 日本の会計検査院が行っているのは企業会計原則に基づく監査ではありません。中央省庁を含め、あるゆる分野において会計プロフェッションに力を発揮していただかなければなりません。わが国はさらなる構造改革が迫られているのですから。

藤沼 日本の構造改革で最も役立ったのは会計改革ではなかったのでしょうか。個人的にはそう思っています。一連の会計改革があったからこそ、不良債権を抱えた企業や銀行などが自分たちの損失を直視して、先送りをやめたのではないのでしょうか。

反町 日本を再生し、世界に伍していく上で、会計というモノサシは不可欠であり、また国際的なインフラです。その効果を担保するのが公認会計士です。そのような意味で、変革の時代に国際的な舞台で活躍されてきた藤沼会長が就任されたことを国民の一人として心強く思っております。本日は就任早々、ご多忙のところ、ありがとうございます。存分に信ずるところを実践されることを祈念いたします。

日本公認会計士協会会長

藤沼 亜起(ふじぬまつくおき)

1944年生まれ。1968年中央大学商学部卒業。同年公認会計士2次試験合格。堀江・森田共同監査事務所を経て、アーサー・ヤング公認会計士共同事務所入所。アーンストアンドヤング誕生に伴い、太田昭和監査法人(現新日本監査法人)代表社員として加入。1989年日本公認会計士協会理事、その後常務理事。2000年国際会計士連盟(IFAC)会長に2年半の任期で就任。2004年7月日本公認会計士協会会長(現職)。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com